

平成26年度税制改正要望（総括表）

平成25年8月29日

内閣府

1. 「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進

- 地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充〔拡充〕
- 地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長〔延長〕
- 個人事業者に係る事業再生税制の創設〔新設〕
- 事業再生に係る固定資産税の特例の創設〔新設〕

2. 民間資金等活用事業（PFI）の推進

- 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設〔新設〕
- 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定登録についての特例措置の創設〔新設〕

3. 特定非営利活動の促進

- 特定収入に係る消費税制上の所要の措置〔新設〕

4. 地域活性化の推進

- 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長〔拡充・延長〕
- 国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設〔新設〕
- 国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設〔新設〕
- 国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和〔新設〕
- 地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長〔延長〕
- 地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充〔拡充〕
- 地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設〔新設〕
- 特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例〔延長〕

5. 防災対策の推進

- 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長〔拡充・延長〕

- 都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設〔新設〕
- 浸水防止用設備に係る特例措置の創設〔新設〕
- 既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設〔新設〕
- 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長〔延長〕
- 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設〔新設〕
- 特定技術基準対象施設を耐震改修する際の特例措置の創設〔新設〕

6. 沖縄振興の推進

- 国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充〔拡充〕
- 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充〔拡充〕
- 金融業務特別地区における課税の特例の拡充〔拡充〕
- 産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充〔拡充〕
- 観光地形成促進地域における課税の特例の拡充〔拡充〕
- 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置〔拡充・延長〕

7. 子ども・子育て支援の推進

- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置〔新設〕
- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置〔新設〕
- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置〔新設〕
- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置〔新設〕
- 子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置〔新設〕

8. 少子・高齢化対策の推進

- 三世帯同居・近居に係る税制上の軽減措置の創設〔新設〕

9. 独立行政法人の組織見直し関係

- 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置〔新設〕

1. 「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進

●地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充〔拡充〕

＜税目＞（国 税）法人税、登録免許税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

1. 企業再生税制の適用の拡大

現行制度上、地域経済活性化支援機構による債権買取を前提とした債権者間調整のみを行うケースには、企業再生税制の適用が認められる（平成20年度税制改正要望にて措置）。

一方、平成25年3月の機構法改正により、債権買取を前提としない債権者間調整のみを行うケースが認められたものの、その場合の企業再生税制の適用は現状認められていない。

2. 登録免許税の減免または軽減措置の拡大

現在、地域経済活性化支援機構について登録免許税が非課税となっているのは、「債権買取による担保権の移転」のケースのみ。

しかし、債権買取による担保権の移転手続きは、買取債権・担保権の有効性の法的チェック・コストやチェックに要する時間ロスが負担となっている。そのため、「債権買取による担保権の移転」と実質的に同じ効果を持つ、「リファイナンス^{（注1）}による担保権の移転」、「債権買取等による担保権の抹消・再設定」に対する実務上のニーズが高まっているが、登録免許税の減免または軽減はなされていない。

（注1）ここで言うリファイナンスとは、同一の資産を担保として新規の融資を組み、既存の融資を完済する手続き。借り換えることで借入条件が有利にできる場合などに行われる。

要望内容

1. 企業再生税制の適用の拡大

機構が債権者間調整のみを行い、金融機関等によって債務免除が行われた場合についても、「合理的な再生計画」^{（注2）}に従って行われる事業再生として、債務免除益の相殺を可能とする企業再生税制の適用を認めること。

（注2）一般に公表された債務処理を行うための手続きについての（機構等の）準則に則り作成された計画等。

2. 登録免許税の減免または軽減措置の拡大

「合理的な再生計画」に基づく支援決定をする際、①リファイナンスに

よる担保権の移転、②債権買取等による担保権の抹消・再設定又は新規貸付による新規設定の場合についても、登録免許税の減免または軽減を認めること。

<金融庁と共同要望>

●地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長〔延長〕

<税目> (地方税) 事業税

概要

法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とする特例。

機構の設立に際して、業務を遂行するために十分な財務基盤を有していることが必要との機構業務の特性を踏まえ、措置されたもの。

要望内容

平成25年3月の機構法改正により、機構の業務完了期限が平成35年3月31日まで延長されたことから、当該特例措置の平成34年度までの延長を要望するもの。

(注3) 平成25年度税制改正要望において、旧機構（企業再生支援機構）に認められていた本特例措置を引き続き新機構においても適用されることが認められた。今回はその延長を要望するもの。

<金融庁と共同要望>

●個人事業者に係る事業再生税制の創設〔新設〕

<税目> (国 税) 所得税
(地方税) 個人住民税、事業税

概要

法人については、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合、再生企業の債務免除益に対する課税が再生を妨げることのないよう、法人税制において企業再生税制が措置されているところ。

しかし、個人事業者が金融機関等から債権放棄を受ける場合、所得税制（事業所得）において同様の税制措置が講じられていない。

このため、個人事業者に対する債権放棄が進まず、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースが生じている。

要望内容

「合理的な再生計画」に基づき、個人事業者が債権放棄を受ける場合についても、事業用資産に係る評価損について経費算入を認めること。

<金融庁、復興庁及び経済産業省と共同要望>

●事業再生に係る固定資産税の特例の創設〔新設〕

<税目>（地方税）固定資産税

概要

再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の債務免除益に対する課税が再生を妨げることのないよう、資産査定に基づく評価損について損金算入が認められており、当該査定結果が活用されているところ。

一方、固定資産税の課税標準の算定においては、「合理的な再生計画」において、再生企業が保有する建物等について適正な資産査定がなされる場合においても、当該査定結果が活用されていない。このため、例えば、実質的に稼動していない建物等であっても、課税対象となる評価額が実際の価値よりも高く評価され、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースが生じている。

要望内容

「合理的な再生計画」の下、資産査定が行われている場合には、建物・設備等に係る固定資産税の軽減措置を認めること。

<金融庁、復興庁、経済産業省と共同要望>

2. 民間資金等活用事業（PFI）の推進

- 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」）が行う関西国際空港（以下「関空」）及び大阪国際空港（以下「伊丹」）に係る公共施設等運営権の設定は、関空の国際拠点としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を図るとともに、関空の整備に要した債務の早期かつ確実な返済を図ることを目的とするものであり、国としても最大限の支援を行うべき取組である。

運営権対価の適切な活用により、関空・伊丹経営統合法の法目的である関空債務の早期かつ確実な返済を図るため、対価について存続期間にわたり合理的な期間配分方法により益金認識するよう法人税の特例措置を設ける必要がある。

要望内容

新関空会社が行う関空及び伊丹に係る公共施設等運営権の設定に対する対価について、存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識するよう特例措置を創設するもの。

＜国土交通省と共同要望＞

- 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定登録についての特例措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）登録免許税

概要

新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」）が行う関西国際空港（以下「関空」）及び大阪国際空港（以下「伊丹」）に係る公共施設等運営権の設定は、関空の国際拠点としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を図るとともに、関空の整備に要し

た債務の早期かつ確実な返済を図ることを目的とするものであり、国としても最大限の支援を行うべき取組である。

両空港に係る公共施設等運営権の設定を適切な条件で実施し、関空・伊丹経営統合法の法目的である関空債務の早期かつ確実な返済を図るため、必要コストの低減化が図られる登録免許税の特例を設ける必要がある。

要望内容

新関空会社が、関空及び伊丹に係る公共施設等運営権の設定をした際に、同権利の設定を受けた者が行う登録に係る登録免許税についての特例措置を新設する。

【公共施設等運営権の設定登録に係る非課税措置】

- ・公共施設等運営権の設定登録：非課税（本則 1/1000）

<国土交通省と共同要望>

3. 特定非営利活動の促進

●特定収入に係る消費税制上の所要の措置〔新設〕

<税目>（国 税）消費税

概要

現行、消費税の納付税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算することとなっているが、特定収入（寄附金収入等の対価性のない収入）は総収入に占めるその割合に応じて、一部が課税仕入れに充てられるものとみなされて仕入控除税額から控除される。このため、助成金などの不課税仕入れに充てる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなる不合理な状態となっている。その結果、特定収入が増えるほど多額の消費税を負担することとなる。一方、交付要綱により助成事業のみに充てられるものとして交付された国からの補助金等は、「特定収入」から除外され、その全額を助成事業に充てることが可能であり、同様の目的の資金であっても取扱いが異なり、不合理である。特定非営利活動法人が寄附金収入等を受ける際に作成した当該収入の用途を定めた文書により、不課税仕入れに用途の限定されたものは特定収入から除外することで、特定収入に係る不合理な取扱いを是正する。

要望内容

消費税の仕入税額控除の特例について、課税仕入れに係る税額の計算上、特定非営利活動法人が寄附金収入等を受ける際に作成した当該収入の用途を定めた文書により、不課税仕入れに用途の限定されたものは特定収入から除外することで、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正する。

4. 地域活性化の推進

- 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長〔拡充・延長〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

国際戦略総合特区の指定自治体からの提案をふまえ、地域の要望の実現のため、既存の特例措置を拡充・延長する。

要望内容

- ・特別償却又は投資税額控除に係る特例措置を2年間延長する。
- ・所得控除に係る特例措置を2年間延長し、事業の専ら要件の緩和、区域の専ら要件の緩和、本税制を活用するための規制の特例措置の範囲拡大、所得控除率の引き上げを行う。
- ・統括事業を実施する法人の要件を特定多国籍企業による研究開発等の促進に関する特別措置法に合わせるとともに、資本金額及び出資要件の緩和を行う。

- 国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

国際戦略総合特区の指定自治体からの提案をふまえ、地域の要望の実現のため、法人税の特例措置を講じる。

要望内容

- ・ベンチャー企業への重要な資金供給源となるベンチャーファンドへの投資を促進するため、一定の要件を満たし、かつ特区内に登記されているベンチャーファンドへ投資した法人に対し、投資額に関して損金算入を可能とする。

●国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設〔新設〕

- ＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

国際戦略総合特区の指定自治体からの提案をふまえ、地域の要望の実現のため、法人税の特例措置を講じる。

要望内容

- ・現行制度では、法人税の損金の対象となる地方税を軽減した場合、その軽減額分は法人税の課税所得となり、国税の対象となる。地方自治体の独自の取組として特定国際戦略事業を実施する事業者の地方税を軽減しても、その軽減額（損金算入となる地方税分）に法人税率分を乗じた金額については、国税の増額となり、その効果が減殺される。そこで、特定国際戦略事業を実施する事業者の法人税に関して、地方自治体が損金算入となる地方税を軽減した場合に、その軽減額分を損金とみなして法人税の課税所得を計算する特例措置を設ける。

●国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和〔新設〕

- ＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

国際戦略総合特区の指定自治体からの提案をふまえ、地域の要望の実現のため、法人税の特例措置を講じる。

要望内容

- ・ 欠損金の繰越控除制度における控除前所得の金額の 100 分の 80 相当額と定められている控除限度額について、一定の要件を満たす法人に対しては控除前所得の金額の 100 分の 100 相当額に上限緩和する。

●地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長〔延長〕

＜税目＞（国 税）所得税

概要

地域活性化総合特区の指定自治体からの提案をふまえ、地域の要望の実現のため、既存の特例措置を延長する。

要望内容

- ・ 出資に係る所得控除の特例措置を 2 年間延長する。

●地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充〔拡充〕

＜税目＞（国 税）法人税

（地方税）法人住民税、事業税

概要

地域活性化総合特区の指定自治体からの提案をふまえ、地域の要望の実現のため、法人税の特例措置を講じる。

要望内容

- ・ 国際戦略総合特区において適用されている法人税に係る①投資税額控除、②特別償却（①、②については、事業者の判断により、いずれか 1 つの選択制）をロボット関連事業及び観光関連事業等に限定し地域活性化総合特区においても導入する。

●地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）消費税

概要

地域活性化総合特区の指定自治体からの提案をふまえ、地域の要望の実現のため、消費税の特例措置を講じる

要望内容

- ・外国人旅行者向け消費税免税制度について、①免税対象品目の拡大、②免税手続の簡素化を行う。

●特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例〔延長〕

- ＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

少子高齢化への対応など全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。

要望内容

適用期限を平成 26 年から平成 28 年までに延長する。

5. 防災対策の推進

●地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

〔拡充・延長〕

- ＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

南海トラフ地震など大規模地震は切迫性が高く、かつ、甚大な被害が予想されることから、当該被害を最小限に抑えるため、緊急地震速報装置及びその関連設備など地震防災対策用資産の整備を促進することにより、事業者自体の被害の軽減及び防災意識の向上を図るとともに、行政の災害初動期の応急対策活動の補完性の向上を図る。

要望内容

南海トラフ地震など大規模地震対策が必要とされる地域内で、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等、地震防災上の措置が必要な施設の管理者等が、緊急地震速報装置及びその関連設備など地震防災対策用資産を取得した場合、3年度分の固定資産税について課税標準額を3分の2に減額する措置について、適用期限（平成26年3月31日）を3年間延長するもの。

また、東日本大震災を踏まえた新たな南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、対象地域の拡大を行うもの。

●都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設〔新設〕

<税目>（国 税）所得税、法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。

要望内容

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等を民間事業者が新規に整備した場合に、課税の特例措置を講じる。

【所得税、法人税】

【法人住民税、事業税】

（対象設備）非常用発電設備、計測地震防災システム

<内閣官房及び国土交通省と共同要望>

●浸水防止用設備に係る特例措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）固定資産税等

概要

近年、集中豪雨等による水災が多発する一方で、水防の担い手が減少・高齢化が進み、地域の水防力の弱体化が進んでいる。特に、地下街等は、浸水スピードが速く、閉鎖的であることから、人命に対するリスクが大きく、浸水が発生した場合、都市・経済活動が機能不全に陥る。また、大規模工場等の浸水被害は事業継続や経済・雇用に影響を与える。したがって、大規模な災害が発生した場合に備え、地下街や大規模工場等による浸水防止対策（止水板、防水扉等の設置等）を促進する必要がある。

要望内容

浸水想定区域内に位置している地下街、大規模工場等のうち、浸水防止計画を作成し、市町村長に提出しているものを対象に、当該計画に位置づけられた浸水防止用設備（止水板、防水扉等）を取得した際の法人税、固定資産税等に係る特例措置を講じる。

＜国土交通省と共同要望＞

●既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税
（地方税）法人住民税、事業税、固定資産税

概要

耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。

要望内容

以下の場合において、所得税・法人税・法人住民税・事業税・固定資産税の特例措置を創設する。

・耐震改修促進法の改正により耐震診断の義務化対象となった建築物につ

いて、耐震改修が行われた場合等

- ・省エネ法による省エネ措置の届出の義務化対象である一定規模以上の事業用建築物の増改築等について、LED 等の省エネ設備の取得等を伴う増改築又は大規模設備改修等が行われた場合等
- ・増改築等を行う場合に移動等円滑化基準に適合させる必要がある 2,000 m²以上の特別特定建築物について、既存部分を含むバリアフリー改修が行われた場合等

<国土交通省と共同要望>

●防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長〔延長〕

<税目> (国 税) 所得税、法人税

概要

特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を確保する。

要望内容

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項に規定する防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例の適用期限を3年間延長する。

<国土交通省と共同要望>

●首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設〔新設〕

<税目> (国 税) 法人税

概要

首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、レジリエンスの観点から地震時における鉄道網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路

の確保等の公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。

要望内容

首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した、鉄道施設に係る法人税について特例措置を創設する。

- ・乗降客1日1万人以上の駅
- ・片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等
- ・緊急輸送道路等と交差・並行する線区の高架橋等

<国土交通省と共同要望>

●特定技術基準対象施設を耐震改修する際の特例措置の創設〔新設〕

<税目> (国 税) 法人税

概要

航路沿いの港湾施設（特定技術基準対象施設）の耐震化を通じ、災害時の航路機能を維持し、緊急輸送を迅速に確保するとともに、サプライチェーンの早期復旧を可能とするため、民間事業者が特定技術基準対象施設を耐震改修する際の特例措置を創設する。

要望内容

民間事業者が管理する特定技術基準対象施設（護岸、岸壁、棧橋、荷役機械）について、耐震改修する際の法人税の特例措置を創設する。

<国土交通省と共同要望>

6. 沖縄振興の推進

●国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充〔拡充〕

- <税目> (国 税) 法人税、所得税
(地方税) 法人住民税、事業税、個人住民税

概要

沖縄の地理的優位性を活かし、アジア主要都市を結節する物流拠点の形成や国際物流拠点産業の集積等を目指す国際物流拠点産業集積地域について、より効果的に活用されるための所要の拡充を行う。

要望内容

- 国際物流拠点産業集積地域の効果的な活用のための特例措置の拡充
 - ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。
- 投資税額控除率等
 - ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。
- 対象事業の追加等
 - ・対象事業に「航空機整備業」を追加等。
- 投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ。
 - ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。

<経済産業省と共同要望>

●情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充〔拡充〕

- <税目> (国 税) 法人税
(地方税) 法人住民税、事業税

概要

情報通信関連産業の集積等を目指す情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区について、より効果的に活用されるための所要の拡充を行う。

要望内容

- 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充
 - ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。
- 投資税額控除率等
 - ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。
- 対象事業の追加
 - ・対象事業に「情報通信機器の相互接続検証事業」を追加。
- 投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ
 - ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。

<総務省及び経済産業省と共同要望>

●金融業務特別地区における課税の特例の拡充〔拡充〕

<税目> (国 税) 法人税、所得税
(地方税) 法人住民税、事業税、個人住民税

概要

金融業及び金融関連業の集積等を目指す金融業務特別地区について、より効果的に活用されるための所要の拡充を行う。

要望内容

- 金融業務特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充
 - ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。
- 投資税額控除率等
 - ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。
- 投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ
 - ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。

●産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充〔拡充〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税
（地方税）法人住民税、事業税、個人住民税

概要

産業高度化又は事業革新に資する事業を行う企業や製造業等の集積によるイノベーション促進等を目指す産業高度化・事業革新促進地域について、より効果的に活用されるための所要の拡充を行う。

要望内容

- 産業高度化・事業革新促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充
 - ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。
- 投資税額控除率等
 - ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。
- 対象資産の追加
 - ・対象資産に「研究開発用の器具・備品」を追加。
- 投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ
 - ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。

＜経済産業省と共同要望＞

●観光地形成促進地域における課税の特例の拡充〔拡充〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を目指す観光地形成促進地域について、より効果的に活用されるための所要の拡充を行う。

要望内容

- 観光地形成促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充
 - ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。

○投資税額控除率等

- ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。

○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ

- ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。

○対象施設要件

- ・対象施設の床面積等に係る要件を緩和。

<経済産業省及び国土交通省と共同要望>

●沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置〔拡充・延長〕

<税目> (国 税) 航空機燃料税

概要

沖縄の観光と物流の振興のため、交通コストの低減を目的とした沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置を拡充・延長する。

要望内容

沖縄路線（現行：本土－沖縄島（那覇）、宮古島、石垣島又は久米島）に、沖縄県の区域内を結ぶ全路線を対象として追加し、沖縄路線に係る航空機燃料税について現行軽減措置（9,000円/kℓ）を延長する（3年）。

<現行沖縄路線の軽減措置（9,000円/kℓ）の延長部分は国土交通省と共同要望>

7. 子ども・子育て支援の推進

●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置〔新設〕

<税目> (国 税) 所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、関税

(地方税) 個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税

概要

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、新たに創設される幼保連携型認定こども園について、幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。

要望内容

単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、教育基本法上の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置づけられることとなる、幼保連携型認定こども園に対して、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。

<文部科学省及び厚生労働省と共同要望>

- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置〔新設〕
<税目> (国 税) 所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、関税
(地方税) 個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税

概要

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、幼保連携型以外の3種類の認定こども園について、幼保連携型認定こども園と同等の税制上の措置を講ずることを要望する。

要望内容

幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）について、幼保連携型認定こども園と同様に、教育及び保育を一体的に提供する施設として、法改正により、認定にあたっての基準や欠格要件を追加したことに加え、施設型給付の対象として法的責務を負って子どもを受け入れ、高い公共性を担うことから、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。

<文部科学省及び厚生労働省と共同要望>

- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、関税
（地方税）個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税

概要

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、新たに市町村認可事業として位置付けられる小規模保育事業等について、保育所等と同等の税制上の措置を講ずることを要望する。

要望内容

子ども・子育て関連3法では、児童福祉法の改正により、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を市町村認可事業として位置づけ、必要な規制を設ける。これらの事業は、市町村の確認を受けて公的助成の対象として、認定こども園・保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うことを踏まえ、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講ずることを要望する。

＜文部科学省及び厚生労働省と共同要望＞

- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置〔新設〕

＜税目＞（地方税）不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税

概要

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、新たに社会福祉事業として位置付けられた事業について、他の社会福祉事業と同等の税制上の措置を講ずることを要望する。

要望内容

新たに第2種社会福祉事業として位置付けられた病児・病後児保育事業、

ファミリー・サポート・センター事業について、他の第2種社会福祉事業と同等の税制上の措置を講じること。

<文部科学省及び厚生労働省と共同要望>

- 子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置〔新設〕

<税目> (国 税) 消費税
(地方税) 地方消費税

概要

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、創設される施設型給付及び地域型保育給付の対象となる施設・事業者の利用料等について、保育所と同等の税制上の措置を講ずることを要望する。

要望内容

子ども・子育て支援新制度において創設される、施設型給付の対象となる教育・保育施設及び地域型保育給付の対象となる事業者を利用した場合の利用料等について、課税の不公平を回避するため、保育所と同等の税制上の措置（保育料等の包括的な非課税措置）を講ずることを要望する。

<文部科学省及び厚生労働省と共同要望>

8. 少子・高齢化対策の推進

- 三世帯同居・近居に係る税制上の軽減措置の創設〔新設〕

<税目> (国 税) 所得税
(地方税) 個人住民税、不動産取得税、固定資産税

概要

高齢者や勤労世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て世代の子育ての態様についての各人の希望を実現するため、三世帯同居・近居に係る税制上の軽減措置を講ずることを要望する。

要望内容

三世帯同居・近居に資する住宅確保のための住宅関連税制の軽減措置として

○二世帯の同居・近居に伴う住宅用不動産の譲渡・買換え等の特例措置の拡充

・二世帯が同居・近居するために住宅用不動産の譲渡又は買換えを行った場合に所得税・個人住民税において、その損益に対する現行の特例措置が適用されるよう、適用要件の緩和を要望する。

○二世帯住宅に係る税制上の軽減措置の創設

・二世帯住宅を新築又は取得した場合に係る固定資産税等についての軽減措置を要望する。

9. 独立行政法人の組織見直し関係

●独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置〔新設〕

要望内容

独立行政法人改革については、本年6月の第3回行政改革推進会議において、制度見直しを中心に中間的整理を行ったところ。また、同会議において、総理から、中間的整理を踏まえ、本年末に向けて、個別法人の組織見直しなど更に検討を進めるよう指示がなされているところ。検討の結果に従い、独立行政法人の組織見直しを実現するに際し、税制上の所要の措置を講ずること。